

千葉県人権施策基本指針改定(素案)に対する意見の概要と県の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

該当項目	意見の概要	県の考え方
1 外国人、その他 P.16～17 P.23	「人権」を楯に横暴に振る舞ったり、過度な要求を行う行為を規制してください。「外国人」、「アイヌ民族」であることを口実に日本人へ不当な要求をしたり、何人であれ「差別」を理由に言論弾圧する行為をきちんと定義して排除することを明記してほしい。	改定(素案)「第2章第1節 基本理念」の中で、「自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、差別や偏見、さらには暴力のない社会の実現を目指します。」と明記しています。
2 外国人 P.16～17	「多文化共生」を理由に外国人たちが母国のルールで勝手に暮らし始めたら、地域社会は崩壊して「絆」どころではない。「多文化共生」「多言語表記」「ヘイトスピーチ」を削ること。	「多文化共生」は、国の在住外国人施策の基本的な理念です。多文化共生社会の実現にあたり、日本語を十分に理解できない外国人向けの「多言語に対応できる(相談)窓口の充実」や「多言語での情報提供、支援」は、必要な取組みであり、社会問題化している「ヘイトスピーチ」は、課題の一つであると考えます。
3 外国人	幕張のインターナショナルスクールについては、具体名を出して記載したらどうか。	「広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成するための教育」は、全ての学校に共通のものであることから、特定の学校名は記載しません。
4 全般	人権擁護のためには、相談体制の確立が大切であり、そのための人材育成も必要である。そして、相談担当者の「共感疲労」という深刻な問題もあり、それらのことについてふれてはどうか。	相談体制の確立のための人材育成については、「特定の職業に従事する者」に対する「研修の充実」を改定(素案)に明記しています。また、相談担当者の「共感疲労」についての御意見は、今後の取組の参考とします。
5 外国人	外交による交流、そして親善による間接的な人権擁護の効果という考え方もある。ヘイトスピーチに対する対策として記載してはどうか。 タイあたりで梨を売り込んでいる精力を中国や韓国に向けてはどうか。 「先の大戦で、我が国がアジアの人々に対し、耐えがたい苦痛を生じさせたことに対し深く反省するとともに、人権侵害をした事実を直視し、これからはアジアの国々と姉妹都市交流を締結するなどを通じて空の玄関、成田空港を擁する千葉県が率先して『人権擁護から交流へ』という、新しいパラダイム転換に挑戦します。」と記載してはどうか。	御意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。
6 被差別部落出身者 P.16	相談体制の充実のところ、日常生活の相談だけでなく、就労対策、農業商工業の振興、環境改善、人権相談など総合的な施策の推進について盛り込むべきである。	同和問題については、現在、生活環境の改善が進み、法に基づく特別対策が終了したことを踏まえ、一般対策の中で各種支援を実施しています。加えて、女性、子ども、高齢者、障害のある人など各分野別施策の推進に当たり、被差別部落の人々が抱える様々な課題に適切かつ有効に対処できるよう配慮しています。
7 被差別部落出身者 P.16	相談体制の充実のところ、インターネット上の差別書き込みには相談などに応ずるだけでなく、インターネットを悪用した差別行為について、具体的な防止策を示すべきである。	インターネットを悪用した差別行為の具体的な防止策については、改定(素案)の第4章第9節「インターネットを通じた人権侵害」において、「インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するために発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。」と明記しています。
8 被差別部落出身者 P.16	地域における人権啓発や住民交流の拠点となる隣保館の活動を支援することを記述されたい。	同和問題の広報・啓発については、様々な機会をとらえ、講演会、研修会、メディアを使った広報等を通じて推進しています。御意見の趣旨は今後の取組の参考とします。
9 被差別部落出身者 P.15	「被差別部落(同和地区)」は同和対策事業特別措置法で「同和地区」になったのに「被差別部落」を前に出すのか。被差別部落という記載は削除すべきである。	「同和地区」は「被差別部落」を指す呼称ですが、現在は、「同和地区」を規定する法律が廃止されていることから、「被差別部落」と記載しています。
10 被差別部落出身者 P.15	「同和地区で生まれたというただそれだけの理由」を同和地区と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に書き改めるべきである。	御意見のとおり修正します。
11 全般	人権施策基本方針を読んだが、大変、危険な方針であると感じた。千葉の普通の住宅地に住んでいると、差別などというものを意識したことさえない。むしろ、このような指針を書かれ、逆に恐ろしくなった。「差別された」と、訴える人がいるのか？ 男女共同参画に加え、人権侵害救済、多文化共生と何か、違う方向に行きすぎているし、そんなことに予算を多くかけている、それこそ、行政の無駄だと思う。 ここにかいてあることなど、普通の事である。わざわざ教育されなくちゃいけないくらいに私達はレベルが低いのか？ こんなもの、いらぬ。	平成24年度に実施した県政世論調査において、約1割の県民の方が、過去5年間に差別や人権侵害を受けた経験を感じると回答しています。県では、このような思いをする方が少しでもいなくなり、安心して暮らせる地域社会になるよう、各種人権施策を行う上での基本的な方向性を示すものとして指針を策定しています。